

第 14 回保育指針検討会（8 / 23）保育関係団体からの意見聴取後における 検討委員からの主な意見

- 「保護者の意向を受け止める」という文言に対する意見がいくつかの団体からあった。これは「保護者の意向を聞き取り、理解し、連携へとつなげる」という趣旨であるが、何でも意見を受け入れるべきという誤解を生む可能性もあるため、再検討する必要があるかもしれない。
- 昨今の一部の保護者による理不尽な主張に振り回されるといった状況などから「保護者の意向を受け止める」という表現に対し、敏感になっている現場の状況も考えられる。
- 「保護者の意向を受け止める」ことは重要であり、保育指針の文言を変更する必要はない。
- 「保護者の意向を受け止める」意味内容を解説書で丁寧に説明すればよいのではないか。
- 「保育所の自己評価」の前に保育の日々の振り返りが重要であるという意見が出ていたが、同感である。
- 「評価」については新しい項目なので、その書きぶり、表現の仕方など配慮が必要だろう。自己評価と外部評価の関連などへの関心や警戒も強いように感じられた。
- 第 5 章に歯科保健の内容も明記すべきではないかという意見があった。前回の改定時にも議論になり苦労して入れ込んだが、今回の議論の中では抜けていた。対応を考えたい。
- 私保連から「保育計画」「指導計画」の用語について、「保育課程」「保育計画」とすべきではないかという意見があった。また、保養協からも「保育課程」という言葉を使ったらどうかという意見が出された。ここは改めて議論し、整理しておく必要があると思われる。
- 幼稚園の「教育課程」に対応するものとして「保育計画」でなく「保育課程」とすることに賛成である。保育所保育がしっかりと位置付けられることになるのではないか。
- 「保育計画」から「保育課程」に変更することができるのであればそうすべきである。
- その際、「保育課程」「保育計画」とするか、「指導計画」という言葉を残すかどうかどうにかについても議論が必要となる。
- 「保育に関する指導」という言葉についても議論がある。具体的内容は解説書で書くことになるが、告示に（保護者に対する保育に関する）「指導」を入れることについて検討が必要では。
- 「子どもの最善の利益」とは何かという意見が出ている。イギリスの法令では「子どもの思いを尊重する」などの具体例が出ているが、このような引用文献、参考文献はどこまで入れてよいのか。
- ある程度コモンセンスとなっているのであれば、入れる必要があるのではないか。随所に「子どもの最善の利益を考慮し」を追加すべきという意見があるが、総則ですべての章に通ずる大前提として規定されていることを解説書に入れるなどすればよいのではないか。
- 解説書では、その部分だけ読んですぐにわかるようになっていることが望ましい。全国保育士会倫理綱領に書いてあるようなことであれば、入れられるのでは。
- 第 3 章で、養護は保育者主体、教育は子ども主体の書きぶりとなっている。どちらの視点から書くべきか。
- 養護は、支えて援助するという観点で保育者が主体とならざるを得ない。教育の部分は、すべて子どもが主体となっている。

以上の意見が出されたが、時間となり終了。各関連WGと主査会において継続審議となる。